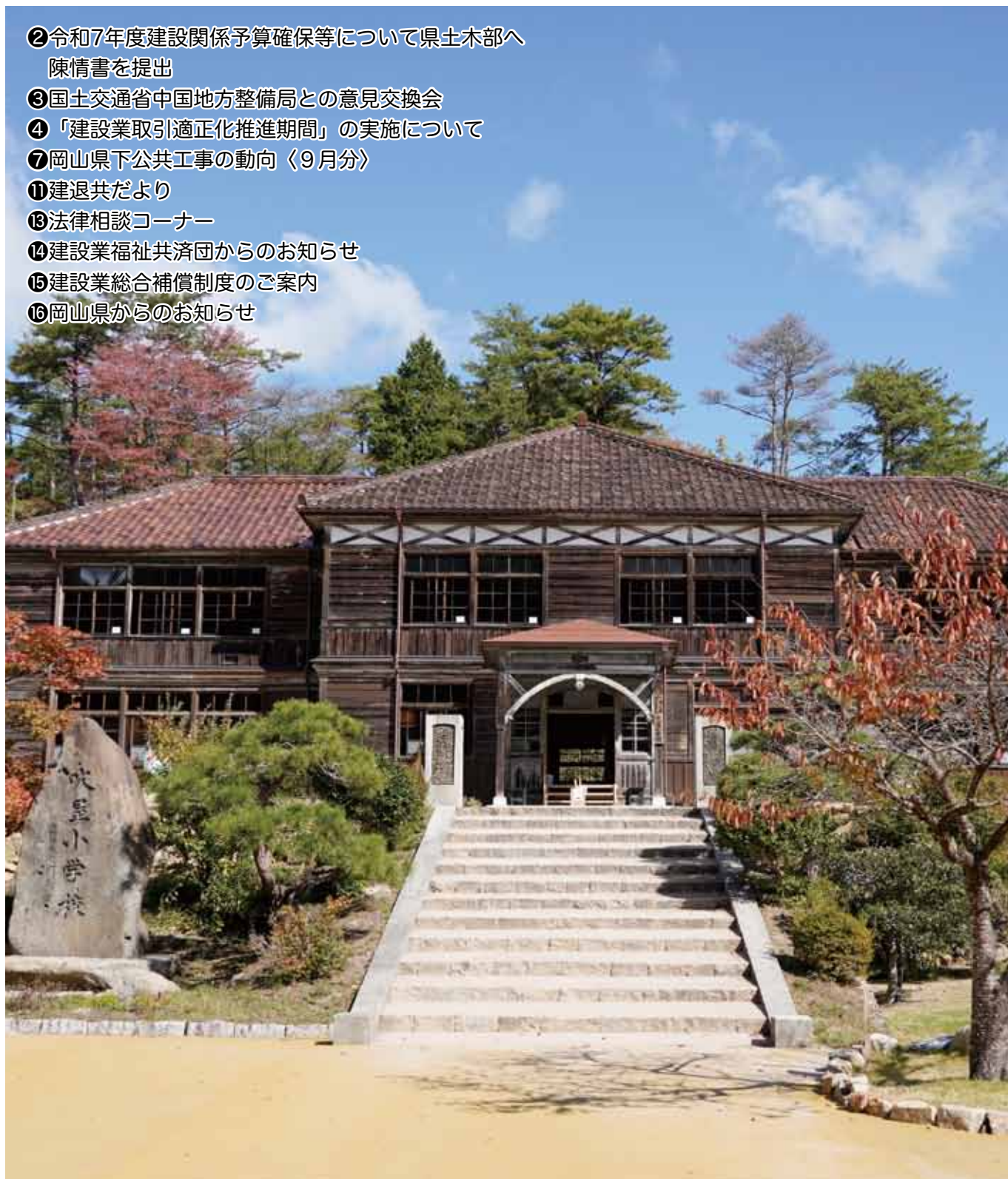


# Okakenkyo News Letter

2024  
10月  
854号

岡山県建設業協会 会報

- ②令和7年度建設関係予算確保等について県土木部へ  
陳情書を提出
- ③国土交通省中国地方整備局との意見交換会
- ④「建設業取引適正化推進期間」の実施について
- ⑦岡山県下公共工事の動向〈9月分〉
- ⑩建退共だより
- ⑬法律相談コーナー
- ⑭建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑮建設業総合補償制度のご案内
- ⑯岡山県からのお知らせ



旧吹屋小学校[高梁市] (提供：岡山県観光連盟)

## 令和7年度建設関係予算確保等について 県土木部へ陳情書を提出

9月25日（水）岡山県の来年度予算編成にあたり建設関係予算の確保等を求めて、陳情書を提出しました。

岡山県土木部長への陳情内容は当協会ホームページの「会員専用ページ」に掲載しておりますのでご覧ください。



# 国土交通省中国地方整備局との意見交換会

10月1日（火）、ピュアリティまきびにおいて国土交通省中国地方整備局との意見交換会を開催しました。

意見交換会には、中国地方整備局から津森企画部長、橋本営繕部長他12名、岡山県から川上土木部技術総括監、守屋技術管理課長の2名、当協会からは、荒木会長をはじめ、副会長、専務理事が出席しました。

会議は2部構成で行われ、それぞれ橋本営繕部長、津森企画部長と荒木会長の挨拶の後、各会員からの要望に基づき意見交換をいたしました。

15：00～ 営繕部との意見交換会

【出席者】

国土交通省中国地方整備局

|              |         |
|--------------|---------|
| 営繕部長         | 橋 本 一 洋 |
| 営繕部 営繕品質管理官  | 梶 徹 三   |
| 営繕部 技術・評価課長  | 橋 田 敬   |
| 岡山営繕事務所長     | 中 田 浩 二 |
| 岡山営繕事務所 技術課長 | 石 井 和 久 |

15：40～ 企画部との意見交換会

【出席者】

国土交通省中国地方整備局

|             |         |
|-------------|---------|
| 企画部長        | 津 森 貴 行 |
| 企画部 技術調整管理官 | 前 田 文 雄 |
| 企画部 技術開発調整官 | 濱 田 靖 彦 |
| 企画部 技術管理課長  | 竹 江 仁   |
| 企画部 建設専門官   | 大 知 寿 徳 |
| 岡山河川事務所長    | 垣 原 清 次 |
| 岡山国道事務所長    | 樋 口 恒一郎 |

岡山県

|            |         |
|------------|---------|
| 土木部 技術総括監  | 川 上 次 郎 |
| 土木部 技術管理課長 | 守 屋 正 義 |

【提案議題】

議題1：工事請負契約に係る随意契約限度額の引上げについて

議題2：小規模工事に係る積算について

議題3：スライド条項の見直しについて

議題4：設計変更に係る落札率の適用について

議題5：最低制限価格率等の引上げについて

# 「建設業取引適正化推進期間」の実施について

国土交通省

国土交通省及び都道府県においては、令和6年度も建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、「建設業取引適正化推進期間」を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととされました。

このことについて、国土交通省から全建を通じて通知がありましたので、お知らせいたします。

国不建推第44号

令和6年9月9日

（一社）全国建設業協会会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長

## 「建設業取引適正化推進期間」の実施について

建設業における取引の適正化については、従来建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、令和6年度においても建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、別紙のとおり「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととしたので通知いたします。

貴団体におかれては、上記趣旨にかんがみ、期間中における取引の適正化に関する積極的な取組をお願いするとともに、国土交通省及び都道府県の各種取組に関し協力いただきますようお願いいたします。

また、傘下会員企業等に対しても、幅広く期間の実施について周知方よろしくをお願いいたします。

(別紙)

## 令和6年度「建設業取引適正化推進期間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来、建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成22年度から毎月11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、また令和2年度からは毎年10月から12月の3か月間を「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）として、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会（以下「講習会等」という。）などの普及・啓発活動をはじめ、その取組内容の広報を積極的に進めるなど、法令遵守に関する活動を集中的に実施しているところである。

今年度についても、引き続き、10月から12月の期間において、下記により、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図っていくものとする。

### 記

#### 1. 期間

令和6年10月1日～12月28日

#### 2. 主催

国土交通省及び都道府県

#### 3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

#### 4. 主な取組み

##### (1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

上記期間は、建設業者等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門紙、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

##### (2) 講習会等

###### ① 講習会等の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設業者等を対象とした講習会等を、期間内を中心に開催する。とりわけ、令和6年6月14日に改正建設業法（以下、「改正法」という。）

が公布されたことを踏まえ、その普及啓発活動の強化に努める。

## ② 留意事項等

- i 改正法により措置された、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための新たなルールについて、発注者を含めた請負契約の各当事者に対し、新ルールを踏まえた適切な対応を呼びかけていく必要があることから、改正法の要点をまとめた資料や「建設企業のための適正取引ハンドブック」等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、周知方法を工夫する。
- ii 法令違反等の早期発見・早期是正を図る観点から、個別の相談対応ツールとしての役割に加え、法令違反疑義情報等の情報収集の窓口としての役割も有している駆け込みホットラインをはじめ、請負契約を巡る元下間のトラブルや苦情相談に応じる建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談ダイヤル等の各種相談窓口等について周知する。
- iii 令和2年7月に中央建設業審議会において作成され、実施が勧告された「工期に関する基準」（令和6年3月27日最終改訂）及び本年4月より適用となった建設業に対する時間外労働規制について周知する。
- iv 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保並びに下請代金の支払手段について、建設業法令遵守ガイドラインを活用し周知する。

## （３）建設Ｇメンによる実地調査、建設業許可部局による立入検査等の実施

- ① 期間内は、地方整備局の建設Ｇメンによる実地調査を重点的に実施するほか、建設Ｇメンによる実地調査や下請取引等実態調査、通報等により、法令違反が疑われる建設業者等に対しては、建設業許可部局による立入検査・報告徴取を機動的に実施し、必要に応じて指導監督を行う。

なお、実地調査や立入検査の際、各種相談窓口についての周知も併せて行う。

- ② 建設Ｇメンによる実地調査については、改正法にて措置された、労務費の確保とその行き渡りのための新たなルールの対応状況や、週休２日（４週８休含む）をはじめとした、時間外労働規制の適用を考慮した適正な工期設定の確保状況等について調査し、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、新ルールを踏まえた適切な対応、不適当な取引の改善を強く求めていく必要があることから、当該期間を「集中月間」と位置づけ、とりわけ重点的に行うものとする。
- ③ 時間外労働規制の適用が始まったことを踏まえ、適切な工期設定に関しての調査を効果的に行う観点から、都道府県労働局や労働基準監督署と連携して工期に関する合同調査を行うものとする。

## （４）その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。

# 岡山県下公共工事の動向〈9月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

## I. 単月（令和6年9月）

### 1. 全般の状況

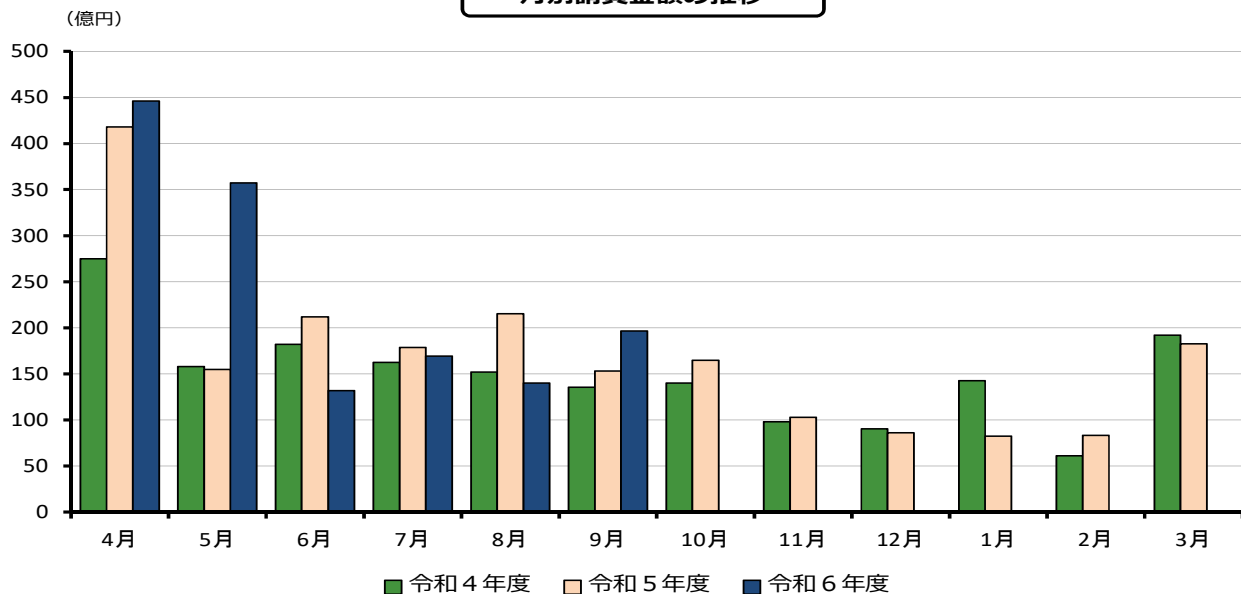
令和6年9月の岡山県の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比6.9%増（33件増）の508件、請負金額は同28.4%増（43億円増）の196億円となった。

これを発注者別の請負金額でみると、その他公共的団体で61.1%減、国で5.0%減となったものの、市町村で54.4%増、県で34.8%増、独立行政法人等で16.0%増となった。

（金額単位：百万円）

|       |          | 件 数 | 請負金額   | 増 減 |        | 増減率    |        |
|-------|----------|-----|--------|-----|--------|--------|--------|
|       |          |     |        | 件 数 | 請負金額   | 件 数    | 請負金額   |
| 発注者別  | 国        | 21  | 2,649  | ▲2  | ▲138   | ▲8.7%  | ▲5.0%  |
|       | 独立行政法人等  | 5   | 1,269  | ▲2  | 174    | ▲28.6% | 16.0%  |
|       | 岡 山 県    | 240 | 5,766  | 40  | 1,489  | 20.0%  | 34.8%  |
|       | 市 町 村    | 236 | 9,624  | ▲5  | 3,392  | ▲2.1%  | 54.4%  |
|       | その他公共的団体 | 6   | 360    | 2   | ▲565   | 50.0%  | ▲61.1% |
| 合 計   |          | 508 | 19,669 | 33  | 4,352  | 6.9%   | 28.4%  |
| 令和5年度 |          | 475 | 15,316 | 53  | 1,765  | 12.6%  | 13.0%  |
| 令和4年度 |          | 422 | 13,551 | ▲50 | ▲4,399 | ▲10.6% | ▲24.5% |
| 令和3年度 |          | 472 | 17,950 | ▲28 | ▲1,547 | ▲5.6%  | ▲7.9%  |
| 令和2年度 |          | 500 | 19,497 | 11  | 1,205  | 2.2%   | 6.6%   |

月別請負金額の推移



## Ⅱ. 累計（令和6年4月～令和6年9月）

### 1. 全般の状況

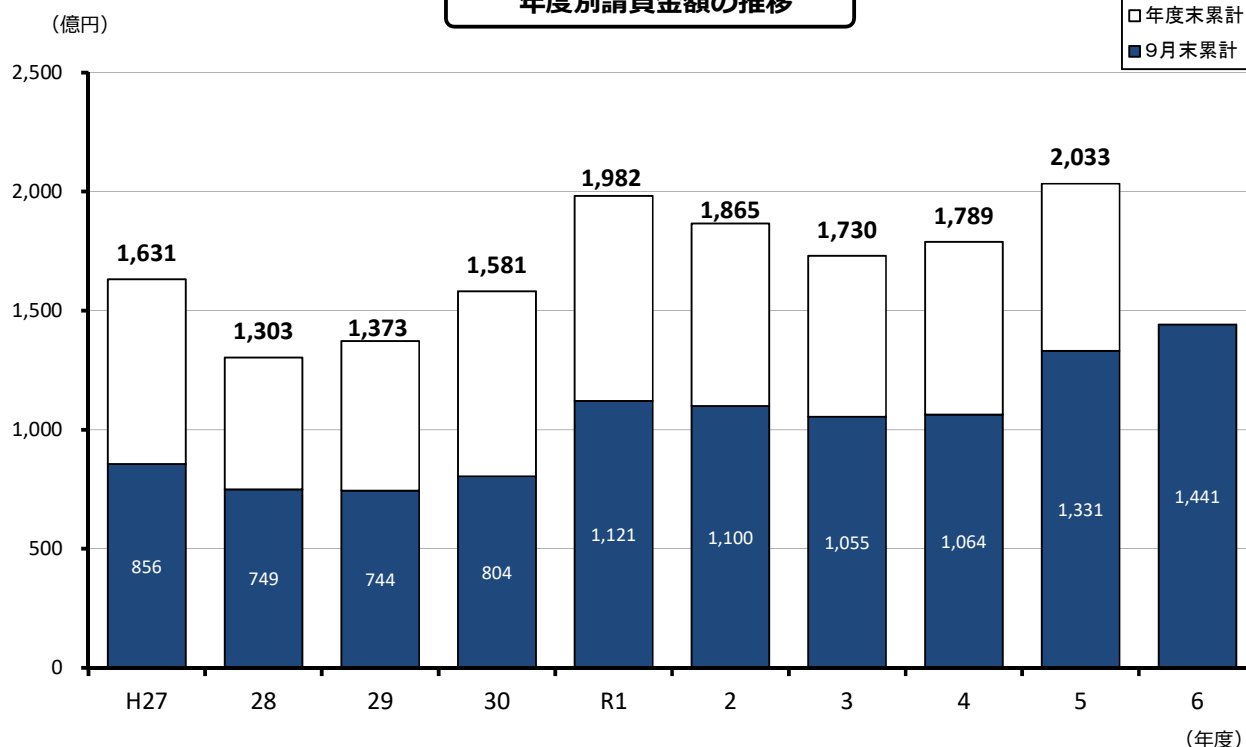
令和6年度（令和6年4月～令和6年9月）の岡山県の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比0.3%増（6件増）の2,139件、請負金額は同8.2%増（109億円増）の1,441億円となった。

これを発注者別の請負金額でみると、県で17.5%減、国で10.5%減となったものの、独立行政法人等で56.0%増、その他公共的団体で27.7%増、市町村で14.1%増となった。

（金額単位：百万円）

|                  |          | 件 数   | 請負金額    | 増 減  |        | 増減率    |        |
|------------------|----------|-------|---------|------|--------|--------|--------|
|                  |          |       |         | 件 数  | 請負金額   | 件 数    | 請負金額   |
| 発<br>注<br>者<br>別 | 国        | 102   | 13,741  | ▲4   | ▲1,610 | ▲3.8%  | ▲10.5% |
|                  | 独立行政法人等  | 41    | 14,956  | 0    | 5,367  | 0.0%   | 56.0%  |
|                  | 岡 山 県    | 851   | 23,182  | 36   | ▲4,902 | 4.4%   | ▲17.5% |
|                  | 市 町 村    | 1,121 | 84,900  | ▲19  | 10,485 | ▲1.7%  | 14.1%  |
|                  | その他公共的団体 | 24    | 7,319   | ▲7   | 1,586  | ▲22.6% | 27.7%  |
| 合 計              |          | 2,139 | 144,101 | 6    | 10,926 | 0.3%   | 8.2%   |
| 令和5年度            |          | 2,133 | 133,174 | 136  | 26,697 | 6.8%   | 25.1%  |
| 令和4年度            |          | 1,997 | 106,477 | ▲103 | 919    | ▲4.9%  | 0.9%   |
| 令和3年度            |          | 2,100 | 105,558 | ▲60  | ▲4,500 | ▲2.8%  | ▲4.1%  |
| 令和2年度            |          | 2,160 | 110,058 | ▲404 | ▲2,115 | ▲15.8% | ▲1.9%  |

年度別請負金額の推移



## 2. 地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位：百万円)

| 地 区     | 請負金額    | 増減額     | 増減率    | 発注者 | 請負金額   | 増減額    | 増減率     |
|---------|---------|---------|--------|-----|--------|--------|---------|
| 岡 山 地 区 | 54,749  | 10,176  | 22.8%  | 国   | 7,190  | 2,245  | 45.4%   |
|         |         |         |        | 独法等 | 3,653  | 2,069  | 130.7%  |
|         |         |         |        | 岡山県 | 8,304  | ▲5,414 | ▲39.5%  |
|         |         |         |        | 市町村 | 33,960 | 11,615 | 52.0%   |
|         |         |         |        | その他 | 1,639  | ▲339   | ▲17.2%  |
| 東 備 地 区 | 7,248   | 4,063   | 127.6% | 国   | 435    | 139    | 46.8%   |
|         |         |         |        | 独法等 | 2,823  | 2,755  | 4040.0% |
|         |         |         |        | 岡山県 | 1,318  | 147    | 12.6%   |
|         |         |         |        | 市町村 | 2,670  | 1,022  | 62.0%   |
|         |         |         |        | その他 | 0      | 0      | —       |
| 倉 敷 地 区 | 32,291  | ▲11,952 | ▲27.0% | 国   | 2,433  | ▲4,027 | ▲62.3%  |
|         |         |         |        | 独法等 | 0      | ▲1,088 | —       |
|         |         |         |        | 岡山県 | 3,807  | ▲1,840 | ▲32.6%  |
|         |         |         |        | 市町村 | 24,771 | ▲4,381 | ▲15.0%  |
|         |         |         |        | その他 | 1,278  | ▲613   | ▲32.4%  |
| 井 笠 地 区 | 14,292  | 4,516   | 46.2%  | 国   | 2,870  | 113    | 4.1%    |
|         |         |         |        | 独法等 | 1,230  | 191    | 18.4%   |
|         |         |         |        | 岡山県 | 1,548  | 182    | 13.3%   |
|         |         |         |        | 市町村 | 4,402  | 959    | 27.9%   |
|         |         |         |        | その他 | 4,239  | 3,070  | 262.5%  |
| 高 梁 地 区 | 4,823   | 3,053   | 172.4% | 国   | 18     | 3      | 22.4%   |
|         |         |         |        | 独法等 | 303    | 228    | 305.1%  |
|         |         |         |        | 岡山県 | 709    | ▲131   | ▲15.6%  |
|         |         |         |        | 市町村 | 3,792  | 2,952  | 351.7%  |
|         |         |         |        | その他 | 0      | 0      | —       |
| 新 見 地 区 | 3,670   | ▲107    | ▲2.8%  | 国   | 126    | ▲67    | ▲34.7%  |
|         |         |         |        | 独法等 | 730    | ▲143   | ▲16.4%  |
|         |         |         |        | 岡山県 | 1,218  | 459    | 60.4%   |
|         |         |         |        | 市町村 | 1,534  | ▲381   | ▲19.9%  |
|         |         |         |        | その他 | 59     | 26     | 79.0%   |
| 真 庭 地 区 | 9,917   | 515     | 5.5%   | 国   | 29     | 4      | 20.2%   |
|         |         |         |        | 独法等 | 5,414  | 851    | 18.7%   |
|         |         |         |        | 岡山県 | 1,982  | 248    | 14.3%   |
|         |         |         |        | 市町村 | 2,491  | ▲588   | ▲19.1%  |
|         |         |         |        | その他 | 0      | 0      | —       |
| 津 山 地 区 | 12,037  | 2,741   | 29.5%  | 国   | 422    | ▲156   | ▲27.0%  |
|         |         |         |        | 独法等 | 800    | 503    | 169.7%  |
|         |         |         |        | 岡山県 | 2,992  | 1,639  | 121.2%  |
|         |         |         |        | 市町村 | 7,718  | 1,310  | 20.5%   |
|         |         |         |        | その他 | 102    | ▲556   | ▲84.4%  |
| 勝 英 地 区 | 5,070   | ▲2,080  | ▲29.1% | 国   | 212    | 134    | 171.6%  |
|         |         |         |        | 独法等 | 0      | 0      | —       |
|         |         |         |        | 岡山県 | 1,299  | ▲192   | ▲12.9%  |
|         |         |         |        | 市町村 | 3,557  | ▲2,022 | ▲36.2%  |
|         |         |         |        | その他 | 0      | 0      | —       |
| 合 計     | 144,101 | 10,926  | 8.2%   | 国   | 13,741 | ▲1,610 | ▲10.5%  |
|         |         |         |        | 独法等 | 14,956 | 5,367  | 56.0%   |
|         |         |         |        | 岡山県 | 23,182 | ▲4,902 | ▲17.5%  |
|         |         |         |        | 市町村 | 84,900 | 10,485 | 14.1%   |
|         |         |         |        | その他 | 7,319  | 1,586  | 27.7%   |

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

### 3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

| 資本金   | 件 数   | 請負金額    | 増 減 |        | 増減率   |        |
|-------|-------|---------|-----|--------|-------|--------|
|       |       |         | 件 数 | 請負金額   | 件 数   | 請負金額   |
| 中小計   | 1,989 | 71,154  | 17  | ▲1,301 | 0.9%  | ▲1.8%  |
| 大手計   | 104   | 18,308  | ▲11 | ▲2,189 | ▲9.6% | ▲10.7% |
| 共同企業体 | 46    | 54,638  | 0   | 14,416 | 0.0%  | 35.8%  |
| 合 計   | 2,139 | 144,101 | 6   | 10,926 | 0.3%  | 8.2%   |

※「中小」は、資本金3億円未満（個人含）

### 4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

| 工種       | 件 数   | 請負金額    | 増 減 |        | 増減率    |        |
|----------|-------|---------|-----|--------|--------|--------|
|          |       |         | 件 数 | 請負金額   | 件 数    | 請負金額   |
| 土 木      | 1,355 | 58,452  | 18  | ▲4,988 | 1.3%   | ▲7.9%  |
| 建 築      | 226   | 55,309  | 30  | 17,459 | 15.3%  | 46.1%  |
| 電 気      | 98    | 8,816   | 1   | 2,385  | 1.0%   | 37.1%  |
| 管        | 76    | 9,693   | 7   | 5,245  | 10.1%  | 117.9% |
| 測量・調査・設計 | 281   | 3,355   | ▲29 | ▲29    | ▲9.4%  | ▲0.9%  |
| その他      | 103   | 8,473   | ▲21 | ▲9,146 | ▲16.9% | ▲51.9% |
| 合 計      | 2,139 | 144,101 | 6   | 10,926 | 0.3%   | 8.2%   |

(建退共だより)

建設業のみなさんへ

# 建退共

けん たい きょう

に入ろう!

従業員をまもる。  
会社を強くする。

加入企業数 約17万4千所 加入従業員数 約212万人 運用資産額 約1兆800億円

※令和6年3月現在

建設現場で働く労働者のための国の退職金制度です。

掛金は損金扱い!  
新規加入で一部免除

電子申請方式なら  
手続きもカンタン!

一人親方も  
加入できる!

# 建退共

K E N T A I K Y O

詳しい情報はこちら!

🔍 建退共

<https://www.kentai-kyo.taisyokukin.go.jp>



独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6731-2866



けんたいきょう

# 建退共制度の6つの特長

国の制度で  
安全確実

掛金が  
一部免除

転職時は企業間を  
通算して計算

経営事項審査で  
加点

掛金は  
損金扱い

電子申請方式で  
手続き簡単

建退共制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により、国が作った退職金制度です。事業主の方が、現場で働く労働者の働いた日数に応じて、掛金を充当し、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

Q

契約できる  
事業主は？



A

建設業を営む方ならOK!

建設業を営む方なら総合、専門、職別あるいは元請、下請の別に関わらず、専業でも兼業でも、また許可を受けているといないにもかかわらず契約できます。

Q

一人親方は  
加入できる？



A

任意組合で加入できます。

一人親方（一人親方とともに働く技術習得中の方も含みます）が集まって任意組合を作り、当機構が規約や技能について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われる労働者とみなすことにより、制度を適用することとしております。

Q

電子申請方式  
とは？



A

インターネットを利用して  
掛金を電子的に納付する方式です。

電子申請方式では、共済証紙に代わる「退職金ポイント」を電子申請専用サイトで事前に購入し、就労日数を登録することで、個々の被共済者に掛金を充当できます。また、共済手帳の新規申し込み等の手続きもオンラインで行うことができます。

建退共  
建設業退職金共済制度

(2024.09)

## 第172回 固定残業代について行うべきこと

### ●相談内容●

当社では、45時間分の固定残業代を支払っていました。しかし、今となって退職した従業員から、固定残業代の説明は受けておらず、実際に支払われてもいないと言われました。会社としてはどのように対応すべきだったのでしょうか。

### ○回 答○



弁護士 小林裕彦  
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

### 固定残業代について想定されるリスク

残業代を請求された場合に、固定残業代が認められるか否かは最終的な支払い額に大きな影響を及ぼします。固定残業代が認められた場合には、固定残業代相当額はすでに残業代として支払ったという扱いになります。一方、固定残業代が認められない場合には、残業代について全く払っていないという扱いになるだけでなく、本来固定残業代とされている部分についても基本給として扱われたうえで残業代の計算がされることとなります。したがって、請求される残業代はかなり高くなってしまいます。このようなことを回避するためにも、固定残業代の有効性はきちんと確保しておく必要があります。

### 固定残業代の有効性

固定残業代が残業代として有効に認められるためには、労使間において固定残業代についての合意がなされていることに加えて、賃金を支払うにあたって、給与明細等にて、基本給と残業代部分とが明確に分かれていることが要求されています。

このようなことが要求されているのは、従業員が自己の労働に対して残業代が支払われているかを確認することができるようにするためです。

固定残業代を定めることで、所定時間内の時間外労働をした従業員に対しては合意した固定残業代を支払えば、残業代の未払いにならないため、労務管理に資するというメリットがあります。もっとも、所定時間（相談者の場合は45時間）を超過する部分の残業代については、きちんと残業代を再計算して支払わなくてはならないため、その点は注意してください。

### 労働条件通知書の重要性

固定残業代については就業規則に定めただけで、個別の労働者に応じて金額を定めることになると思われます。この際に当該従業員の労働条件の内容を客観的に示すものが労働条件通知書です。

法律上、労働条件通知書は交付義務が定められているのみで、従業員の署名押印は要求されていません。しかし、残業代請求をされる際には、労働条件通知書の交付がなかったとして、合意の内容を争ってくるパターンがあります。したがって、そのリスクに備えて、従業員に労働条件通知の内容を確認してもらったことを証する署名押印をしてもらうことが一般的です。

### 事前の対応の重要性が高い

以上のとおり、固定残業代の有効性については、事前に対応していないことにリスクが非常に大きいです。経験上、裁判上の手続で残業代請求をされた場合、かなりの事案で会社にとって不利な結論となっています。

そのため、固定残業代の運用や、雇用契約書、就業規則や労働条件通知書について見なおしてみるのはいかがでしょうか。具体的な内容等の相談は是非専門家にしてください。

建設共済保険（法定外労災補償制度）

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

## 公益法人の運営で掛金が魅力、 この機会に経費の見直しを！

建設共済保険は、昭和45年に全国建設業協会の要請に応じてスタートした我が国初の労災上乗せ補償保険です。建設業界による自主的な共済保険制度であり、営利事業ではなく低経費で運営しています。

また、補償対象を、国の労災保険ではカバーできない慰謝料など追加補償を必要とするケースが多いと考えられる「死亡および障害1～7級と傷病1～3級」に絞ることで、安い掛金で高額の補償を行えるようになっていきます。企業の安定経営、また大切な社員、ご家族のために、是非この機会に加入をご検討ください。

### 【建設共済保険の掛金の目安は】（年間完成工事高契約の場合）

◆掛金は直前1年間の完成工事高に基づいて計算を行います。

補償対象者：現場労働者となります（下請を含みます。）。

\*被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償します。

年間掛金は以下のとおりです。

保険金区分合計 1,000万円  
（被災者補償保険金 500万円）  
（諸費用補償保険金 500万円）  
の場合

| 完工高  | 土木一式工事   | 建築一式工事   |
|------|----------|----------|
| 1億円  | 33,440円  | 12,760円  |
| 2億円  | 59,280円  | 22,620円  |
| 5億円  | 125,400円 | 47,850円  |
| 10億円 | 220,400円 | 84,100円  |
| 50億円 | 874,000円 | 333,500円 |

※保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

※役員、事務職員等の方も追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

### 【建設共済保険の特長】（年間完成工事高契約）

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑦経営事項審査において15点の加算

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

#### 【育英奨学事業】

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

#### 【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

### 公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931  
その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4133

検索

(建設業総合補償制度のご案内)

一般社団法人 岡山県建設業協会会員の皆様へ 令和6年8月保険開始版

# 建設業総合補償制度 のご案内

●第三者賠償補償

●工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)



補償内容がさらに拡充されました! ぜひご加入をご検討ください!

- 団体のスケールメリットにより、個別加入と比較して割安な保険料になっています。
- 建設業における賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償します。
- 年間包括契約であり、予め定められた工事および業務のすべてが補償の対象となるので、保険の加入忘れがありません。  
共同企業体(JV)工事についても包括契約の対象になります。(被保険者の責任分のみ補償します。)
- 保険料は全額損金処理できます。(令和5年11月現在)

## 主な補償内容(支払限度額)

## 充実の補償内容

### 身体賠償

1名につき **1億円** (または**2億円**、**3億円**) 1事故につき **3億円** (または**5億円**、**10億円**)  
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中の支払限度額となります。)

### 財物賠償

(管理財物の損壊を含む)

1事故につき **1億円** (または**3,000万円**、**5,000万円**、**3億円**、**5億円**、**10億円**)  
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中の支払限度額となります。)

### 免責金額(自己負担額)

1事故につき **3万円** (身体賠償・財物賠償それぞれ)

### 借用・支給財物損壊補償

1事故、保険期間中 **500万円** または **1,000万円** (免責金額1事故につき5万円)

### 地盤崩壊危険補償特約(オプション)

#### 財物賠償

1事故、保険期間中 **1,000万円** または **2,000万円**

#### 免責金額(自己負担額)

1事故につき **5万円**

※通常の地盤崩壊危険補償特約で対象とならない損害につき保険金をお支払いする「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)」や「(ワイドプラス補償)」もございます! 詳細はパンフレットをご覧ください。

### 使用者賠償責任補償特約(オプション)

#### 支払限度額

1回の災害および保険期間中 **5,000万円** または **1億円**、**2億円**、**3億円**

### 雇用慣行賠償責任補償特約(オプション)

使用人等に対して行った不当な処遇やハラスメントなどの不当行為、または第三者に対して行ったハラスメントに起因する損害賠償責任を補償します。

## 支払限度額・免責金額

## 充実の補償内容

### 1工事あたりの 支払限度額

1事故かつ1工事期間中につき **2,000万円** もしくは  
各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額

### 1事故あたりの 免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**

(2) 盗難の場合: **10万円**

(3) (1) (2) 以外の事故による場合: **100万円** または **150万円**  
※100万円か150万円のいずれかを加入時にご選択いただきます。

### 1事故あたりの 支払限度額

各工事の保険金額(=請負金額)

※工具は、保険期間中**100万円**まで。(建設工事保険のみ補償)

### 1事故あたりの 免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**

(2) (1) 以外の事故による場合: **10万円**

土木工事保険

組立保険  
建設工事保険

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人 岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

お問合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

**086-225-4133**

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社  
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

**086-225-0835**

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター  
東京都港区虎ノ門4-2-12

**03-5408-1909**

これは、「建設業総合補償制度」の特徴を説明したものです。詳しくはパンフレットをご用意しておりますので上記にお問合わせください。

B23-XXXXXX 承認年月:2024年4月

## 行楽期の交通事故防止

実施期間：令和6年10月1日（火）～11月30日（土）

秋の行楽シーズンが近づいてきました。山々が色づき、食べ物もおいしい季節です。また、スポーツの秋でもあります。旅行やイベントに車で出かける方も多いのではないのでしょうか。ちょっとした油断や不注意で、交通事故を起こさないよう、次のことに注意しましょう。

### 1 無理のない計画を立てる

計画を立てるときには、事前に地図やインターネットなどで行き先までの交通状況を十分に調べておきましょう。交通渋滞の発生を見込んで、日程に無理のない、余裕のある計画を立てましょう。

### 2 運転に集中!!

行楽に向かう途中、解放感や同乗者との会話などで、周囲への注意がおろそかになっていませんか。油断は禁物、運転に集中して周囲をしっかりと確認、ハンドルなどの運転操作も確実に。また、運転中に疲れや眠気を感じたら、無理をせずに早めに休憩しましょう。

### 3 ダメ!!「ながら運転」

運転中にスマートフォン等を手に持って通話や画像を注視する「ながら運転」はダメ!!周囲への注意が散漫になり、他の車や歩行者の発見が遅れるなど大変危険です。ハンドルを握ったら運転に集中し、スマートフォン等は安全な場所に停止してから使いましょう。

### 4 シートベルト・チャイルドシートを忘れずに

後部座席を含めた全ての座席で、シートベルトを必ず着用しましょう。シートベルトは、万一の事故の際、あなたの命を守ってくれます。また、6歳未満の子どもを車に乗せる際には、体に合ったチャイルドシートを正しく取り付け、必ず使用してください。

### 5 夕暮れ時は危険な時間帯

秋から冬にかけては、日没が早くなり、周囲の様子が見えにくくなります。事故防止のため、早めにライトを点灯しましょう。自動車は、対向車や先行車がない場合はハイビームを活用し、横断者や道路状況の早期把握に努めましょう。

### 6 歩行者、自転車は自分の存在をアピール

夕方・夜間は、ドライバーから歩行者や自転車が見えにくくなる時間帯です。自転車のライトは早めに点けましょう。歩くときは明るい目立つ色の服を着て、リストバンドなどの夜光反射材やLEDライトを身につけて外出し、自分の存在をしっかりとアピールしましょう。

### 7 スピードの出し過ぎは危険

スピードの出し過ぎは、重大事故につながり大変危険です。特に夜間は、周りが見えにくく、視界が狭くなるため、速度の感覚も鈍りがちです。スピードメーターで速度をよく確認し、安全な速度で運転しましょう。

### 8 ルールの厳守

横断歩道の歩行者優先はルールです。横断歩道で横断しようとしている人や横断中の人がいたら、止まって進路を譲りましょう。

合図を出すのは進路変更の3秒前、右左折の30m手前です。合図をきちんと出して、車の動きを周囲に知らせましょう。

赤色信号はもちろん、黄色信号も「止まれ」です。安全に止まれるのに、交差点等に進入するのはとても危険です。信号の意味を正しく理解し実践しましょう。

### 9 飲酒運転の根絶

飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。飲酒運転を、「しない」、「させない」、「許さない」社会環境づくりを、みんなで推進しましょう。

### 10 「ゆずる・とまる・まもる」で交通事故防止

他の人や車に進路を「ゆずる」、赤信号・一時停止で「とまる」、速度・合図・信号などのルールを「まもる」。ドライバーも、自転車も、歩行者も、一人ひとりが「ゆずる・とまる・まもる」を心がけ、交通マナーアップにより交通事故を防ぎましょう。

岡山県交通安全対策協議会

## 協 会 日 誌

- 6. 9. 2 岡山県緑化推進協会運営協議会
- 6. 9.10 第1回労務費の基準に関するワーキンググループ(東京)
- 6. 9.18 全建 協議員会(東京)
- 6. 9.25 リスクにチャレンジ岡山運動推進大会
- 6. 9.25 臨時理事会
- 6. 9.25 岡山県土木部との意見交換会
- 6. 9.27 西日本建設業保証(株)取締役会

**とれたて おかやま いただきます!**



**進めよう!  
地産地消  
おかやま**

発行 **一般社団法人 岡山県建設業協会**

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : [info@okakenkyo.jp](mailto:info@okakenkyo.jp)